

## 4. 伐倒作業に関する法令

伐倒作業の関係法令は、伐木作業を中心に解説します。また、条文そのものではなく、より理解しやすいよう整理したものを記載します。

なお、平成 31 年 2 月 12 日に次の法令の公布および告示がされました。法改正などの詳細は厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/index.html> 等で確認してください。

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 31 年 2 月 12 日厚生労働省令 11 号)
  - ・安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示(平成 31 年 2 月 12 日厚生労働省告示第 32 号)
- また、関係する次の通達が発せられています。
- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について(平成 31 年 2 月 14 日基発 0214 代 9 号)

### 4.1 作業主任者の選任

事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする作業として、法令で定められた作業については作業主任者を選任し、その作業に従事する労働者の指揮、その他決められた事項を行わせなければなりません。(安衛法第 14 条)

林業関係で対象となる作業は次のとおりです。

(作業主任者を選任すべき作業) 令第 6 条関係

- ① 次のいずれかに該当する機械集材装置※若しくは運材索道※※の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業
    - イ 原動機の定格出力が 7.5 キロワットを超えるもの
    - ロ 支間の斜距離の合計が 350 メートル以上のもの
    - ハ 最大使用荷重が 200 キログラム以上のもの
- ※ 集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。
- ※※ 架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。
- ② 木材加工用機械※を 5 台以上※※有する事業場において行う当該機械による作業
    - ※ 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。
    - ※※ 当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には 3 台以上
  - ③ 高さが 2 メートル以上のはい※のはい付け又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。)
    - ※ 倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。

### 4.2 就業に当たっての措置

#### 4.2.1 就業制限

事業者は、危険な作業に労働者を就かせるときは、一定の資格がないとその作業に従事させてはならない場合があります。(安衛法第 61 条)

林業関係では次の業務があります。

(就業制限に係る業務) 令第 20 条

- ① つり上げ荷重が 1 トン以上の移動式クレーンの運転※の業務
  - ※ 道路交通法第 2 条第 1 項第一号に規定する道路上を走行させる運転を除く(以下②③④⑤の「運転」において同じ)。

- ② 最大荷重※が1トン以上のフォークリフトの運転の業務
  - ※ フォオーラクリフトの構造及び材料に応じて基準荷重心に負荷させることができる最大の荷重をいう。
- ③ 機体重量が3トン以上の別表※第7第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務
  - ※ 令別表第7(略)
- ④ 最大荷重(ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。)が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務
- ⑤ 作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転の業務
- ⑥ 制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

#### 4.2.2 特別教育

事業者は、危険又は有害な業務で、一定のものに労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければなりません。(安衛法第59条)

林業に関係するものには次のものがあります。(下線は平成31年2月改正のものです。以下同じ)

##### (特別教育を必要とする業務) 安衛則第36条

- ① 最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転※の業務
  - ※ 道路上を走行させる運転を除く(以下②③④⑧⑩⑫の「運転」において同じ)。
- ② 最大荷重1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務
- ③ 伐木等機械※の運転の業務
  - ※ 伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。
- ④ 走行集材機械※の運転の業務
  - ※ 車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。
- ⑤ 機械集材装置※の運転の業務
  - ※ 集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材(以下「原木等」という。)を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。以下同じ。
- ⑥ 簡易架線集材装置※の運転又は架線集材機械※※の運転の業務
  - ※ 集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。
  - ※※ 動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。
- ⑦ チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(H31.2改正,H32.8施行)
- ⑧ 作業床の高さ※が10メートル未満の高所作業車※※の運転の業務
  - ※ 令第10条第四号の作業床の高さ(作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さ)をいう。
  - ※※ 令第10条第四号の高所作業車をいう。
- ⑨ 動力により駆動される巻上げ機※の運転の業務
  - ※ 電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。
- ⑩ つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務
- ⑪ つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務
- ⑫ 令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務
- ⑬ 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具※を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業※※に係る業務
  - ※ 労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であって、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具(安衛則第539条の2及び第539条の3において「身体保持器具」という。)を取り付けたものをいう。
  - ※※ 40度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。

- ⑭ 高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具※のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務  
(前号⑮に掲げる業務を除く。)

※ 令第13条第3項第二十八号の墜落制止用器具をいう。第130条の5第1項において同じ。

#### 【特別教育の改正】上記⑦の関係

平成31年2月に安衛則が改正され、これまでの次の2つの特別教育が上記⑦に改正統合されました。対象は、チェーンソーによる立木の伐木等の作業に限定される一方、立木の胸高直径の条件がなくなっています。(施行令和2年8月1日)

<改正前>

八 胸高直径が70センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が20センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20センチメートル以上であるものの処理の業務(第六号の二に掲げる業務を除く。)

八の二 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(前号に掲げる業務を除く。)

<改正後>

八 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務

#### 【墜落制止用器具の追加改正】上記⑭の関係

次項の譲渡等の制限で記載したように、従来の安全帯が「墜落制止用器具」に改正されるとともに、フルハーネス型が原則とされ、このフルハーネス型での作業が特別教育の対象とされています。

なお、従来の安全帯を使用することに関する条文は、「要求性能墜落制止用器具」に改正されています。

要求性能墜落制止用器具とは、「墜落による危険のおそれに対応した性能を有する墜落制止用器具」のことです。比較的低い高さでの使用ではフルハーネス型ではショックアブソーバの関係で一定距離伸びることから地上に着いてしまうおそれがあります。この場合はフルハーネス型ではなく、「胴ベルト型一本つり」を選択することがあることによるものです。一つの基準として高さが6.75mを超えた場合はフルハーネス型を使用するとガイドライン※で示されています。

※ 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)

※ 同上リーフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

#### (林業架線作業主任者の職務)

第151条の127 事業者は、林業架線作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

#### 4.3 謲渡等の制限

一定の機械等、あるいは危険を防止するため使用するもの等については厚生労働大臣の定める構造規格又は安全装置を具備しなければ譲渡、貸与、設置等をしてはならないとされています。その対象としては例えば次のものがあります。(安衛法第42条)

【令第13条3項】

- ・木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置
- ・保護帽
- ・手押しかんな盤及びその刃の接触予防装置
- ・墜落制止用器具（第28号）
- ・チェーンソー（内燃機関を内蔵するものであつて、排気量が40c m<sup>3</sup>以上のものに限る。）

【墜落制止用器具】

構造規格の対象となるものに安全帯がありましたが、その名称が「墜落制止用器具」に法令改正されるとともに、「フルハーネス型」が原則となりました。なお、胴ベルト型（U字つり）のものは墜落制止機能がないことから対象外となっています。

#### 4.4 木材伐出機械等の安全

安衛則「第1章の3 木材伐出機械等」では、次のように分類され規制されています。

第1章の3 木材伐出機械等

第1節 車両系木材伐出機械

第1款 総則	第2款 伐木等機械	第3款 走行集材機械	第4款 架線集材機械
--------	-----------	------------	------------

第2節 機械集材装置及び運材索道

第3節 簡易架線集材装置

ここでは、車両系木材伐出機械全体と、そのうち伐木等機械を中心に記載をしています。

##### 4.4.1 車両系木材伐出機械共通

車両系木材伐出機械※を用いて作業を行うときは次のことを行わなければなりません（抜粋）。(安衛法第21条)

※「車両系木材伐出機械」とは、伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械（機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いている場合を除く。）をいいます。(安衛則第151条の84)

① 調査及び記録（安衛則第151条の88）

事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該車両系木材伐出機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地盤の状態等並びに伐倒する立木及び取り扱う原木等の形状等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

② 作業計画（安衛則第151条の89）

事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、上記①の調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画によ

り作業を行わなければならない。

この作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 使用する車両系木材伐出機械の種類及び能力
- 二 車両系木材伐出機械の運行経路
- 三 車両系木材伐出機械による作業の方法及び場所
- 四 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

事業者は、上記の作業計画を定めたときは、上記第二号から第四号までの事項について関係労働者に周知させなければならない。

③ 作業指揮者（安衛則第 151 条の 90）

事業者は、車両系木材伐出機械(伐木等機械を除く。\*)を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

※ 伐木等作業では作業指揮者に対する危険があるため除外されている。

④ 制限速度（安衛則第 151 条の 91）

事業者は、車両系木材伐出機械\*を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系木材伐出機械の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

※ 最高速度が毎時 10 km以下のものを除く。

⑤ 転落等の防止等（安衛則第 151 条の 92、安衛則第 151 条の 93）

事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、車両系木材伐出機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、次の必要な措置を講じなければならない。

- ・ 当該車両系木材伐出機械の運行経路について必要な幅員を保持すること
- ・ 路肩の崩壊を防止すること
- ・ 岩石、根株等の障害物を除去すること

事業者は、路肩、傾斜地等で車両系木材伐出機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系木材伐出機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系木材伐出機械を誘導させなければならない。

また、事業者は、路肩、傾斜地等であって、車両系木材伐出機械の転倒又は転落のおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたものを使用するよう努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

⑥ 立入禁止（安衛則第 151 条の 96、安衛則第 151 条の 97）

事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所\*に労働者を立ち入らせてはならない。

※ 当該作業を行っている場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所を含む。

事業者は、車両系木材伐出機械\*\*については、そのブーム、アーム等又はこれらにより支持されている原木等の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、ブーム、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用されるときは、この限りでない。

※※ 構造上、ブーム、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。  
ただし書の作業を行う労働者は、ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

#### ⑦ 検査（安衛則第 151 条の 108）

事業者は、車両系木材伐出機械については、1 年を超えない期間ごとに 1 回、定期に、次の事項について検査を行うよう努めなければならない。ただし、1 年を超える期間使用しない車両系木材伐出機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 作業装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 車体、ヘッドガード、飛来物防護設備、ア utri g a、電気系統、灯火装置  
及び計器の異常の有無

事業者は、車両系木材伐出機械については、1 月を超えない期間ごとに 1 回、定期に、次の事項について検査を行うよう努めなければならない。ただし、1 月を超える期間使用しない車両系木材伐出機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
- 二 作業装置及び油圧装置の異常の有無
- 三 ヘッドガード及び飛来物防護設備の異常の有無

#### ⑧ 点検（安衛則第 151 条の 110）

事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 作業装置及び油圧装置の機能
- 三 ワイヤロープ及び履帶又は車輪の異常の有無
- 四 前照灯の機能

#### <②作業計画>

作業計画で示さなければならない事項として、「労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法」が改正で追加されています。これについては、厚生労働省の通達で次のように解説されています。

- ア 伐木等の作業については、一般的に、救急車両等による乗入れが困難である場所で行われることが多く、重とくな労働災害が発生した場合においては、速やかに、救急車両等により、負傷者を搬送できないことが想定されることから、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業を用いて行う作業の各作業計画に示す事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加するもの。
- イ 「労働災害が発生した場合の応急の措置」には、関係者への連絡、被災者に対する応急の救護措置等がある。

ウ 「傷病者の搬送の方法」には、救急車両等による傷病者の搬送に加えて、傷病者を救急車両等まで搬送する方法（担架等）を含むもの。

（注）施行日 令和元年8月1日

<⑦検査関係>

⑦は努力義務となっていることから、根拠条文は安衛法第20条で、安衛法45条の定期自主検査ではないことに留意が必要です。

#### 4.4.2 伐木等機械

##### ① 伐木作業における危険の防止（安衛則第151条の112）

事業者は、伐木等機械を用いて伐木の作業を行うときは、立木を伐倒しようとする運転者に、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせなければならない。

前項の運転者は、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かなければならぬ。

##### ② 造材作業における危険の防止（安衛則第151条の113）

事業者は、伐木等機械を用いて造材の作業を行うときは、造材を行う原木等が転落し、又は滑ることによる危険を防止するため、当該作業を行おうとする運転者に、平たんな地面で当該作業を行う等の措置を講じさせなければならない。

前項の運転者は、同項の措置を講じなければならない。

#### 4.5 伐木作業の安全

##### 4.5.1 伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）

事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
- 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が20cm以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難な場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

また、立木を伐倒しようとする労働者は、前各号に掲げる事項を行わなければならない。

ア 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき立木の対象を胸高直径が40cm以上のものから20cm以上のものへと対象範囲が拡大されました。

なお、一般的に、立木の伐倒方向を確実なものにするためには、立木を伐倒したい方向に「受け口」を設けることが必要であることから、「受け口」を設けること

は、伐倒方向を絞り込み、伐木作業における危険の防止を図るために有効であるとされています。また、胸高直径 20cm 未満の立木については、規制の対象ではないものの、伐木に従事する労働者の知識、経験等を踏まえ、胸高直径 20cm 未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及び切り残しを作ることができる場合は、受け口を作ることが望されます。

イ 三の「伐倒しようとする立木の胸高直径が 20cm 以上であるときは、伐根直径の 4 分の 1 以上の深さの受け口を作り、かつ、適當な深さの追い口を作ること。この場合において、受け口と追い口の間には適當な幅の切り残しを確保すること」は、立木を切り落とし、斜め切りにより伐倒することを死亡災害の発生状況に鑑み禁止するとともに、受け口と追い口の間に適當な幅の切り残し（つる）を確保することは伐木の作業を安全に行うために有効であるとされていることから、措置が義務付けられたものです。

ウ 三の「技術的に困難である場合」とは、次のような場合が該当します。

- ・偏心が著しい等の立木を伐倒する場合において、上記に定められた措置により、当該伐倒を行う労働者の安全を確保することが著しく困難である場合
- ・人命救助等の緊急を要する場合において、上記に定められた措置を行うことが困難である場合

エ 「受け口と追い口の間には、適當な幅の切り残しを確保すること」については、図 4.1 のとおり、受け口と追い口の中間に残る部分を切り残し（つる）といい、この切り残し（つる）の幅（つる幅）が伐根直径の 10 分の 1 程度となるように、図 4.1 のとおり適當な幅の切り残しを確保することが必要です。

なお、「つる」の用語については、安衛則第 477 条第 1 項第 2 号において、立木の幹等に絡みつく草等の植物の意味として既に用いられていることから、用語の混同を避けるために、「追い口と切り口の間における切り残し」という意味では用いないこと、また、伐根直径については、立木の根張りを含めるものではないことに留意が必要です。

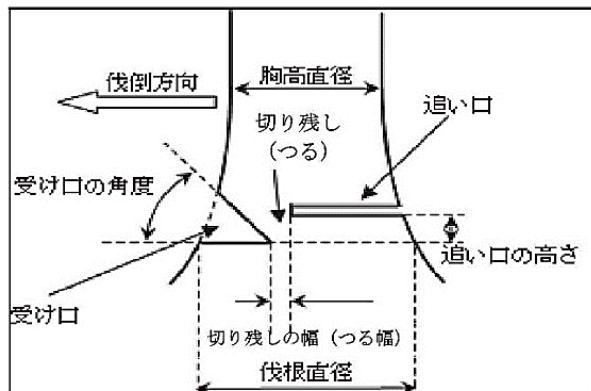


図 4.1 受け口、追い口及び切り残し（つる）の関係

#### 4.5.2 かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第 478 条）

- 1 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。  
ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

- 2 事業者は、上記1の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。
- 3 上記1の処理の作業に従事する労働者は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒してはならない。

全面改正。

ア 上記1は、かかり木の処理の作業（図4.2）に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近したときに、かかり木が落下し、労働災害に被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、かかり木の処理の作業を速やかに行わなければならないとされたものです。

また、作業の手順や作業の場所によっては、かかり木が発生した場合であっても、やむを得ない事由により、かかり木の処理の作業を速やかに行うことができない場合があることから、この場合には、かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。

なお、伐木の作業に従事する労働者の人数に関わらず、より安全にかかり木の処理の作業を行うことを規定する趣旨であり、複数の労働者が協同して、かかり木の処理の作業に従事することを禁止するものではありません。

イ 「伐木の作業を行う場合」には、立木を伐倒する作業のほか、かかり木処理の作業のための段取り作業等を含むものです。

ウ 「既にかかり木が生じている場合」とは、労働者が立木を伐倒しようとする場合において、既にかかり木が存在している場合のことです。

エ 「かかり木が生じた場合」とは、労働者が立木の伐倒の作業を行ったことによりかかり木が生じた場合のことです。

オ 「速やかに処理することが困難なとき」とは、次のような措置を行うために、かかり木の処理の作業を直ちに行うことが困難である場合が該当します。

なお、伐木作業を行う場合には、かかり木の処理の作業を安全に行うため、けん引具等の器具を携行することが望ましいこと。

- ・ 職長等への作業の支援要請
- ・ 必要となる機材の搬送等によるかかり木の処理の作業における安全の確保
- ・ カカリ木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者の退避

カ 「縄張、標識の設置等の措置」とは、かかり木に激突されることにより、労働者に危険が生ずる箇所において、当該労働者以外の労働者の立入りを禁止し、当該箇所に縄を張り、又はかかり木の処理を行っている旨標識を設置する等の措置があります。

なお、かかり木の状態のままで放置されないように規定する趣旨であり、かかり木の処理の作業を速やかに行うことが可能な場合にまで、縄張、標識の設置

等の措置を義務付けるものではありません。

キ 「遅滞なく」とは、次の措置を講じた後、なるべく早急に、かかり木の処理の作業を行うことをいいます。

- ・ 職長等への作業の支援要請
- ・ 必要となる機材の搬送等によるかかり木の処理の作業における安全の確保
- ・ かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者の退避等

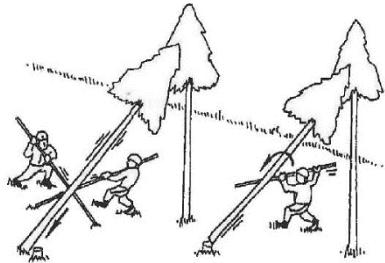


図 4.2 かかり木の処理

ク 上記2及び3は、かかり木処理時に発生する死亡災害は多数に上っていることから、死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）」を禁止するということです。

#### 4.5.3 伐倒の合図（安衛則第479条）

- 1 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。
- 2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下この条及び第481条第2項において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。
- 3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

従来からの規定。

#### 4.5.4 造材作業における危険の防止（安衛則第480条）

- 1 事業者は、造材の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。
- 2 上記の作業に従事する労働者は、上記の措置を講じなければならない。

従来からの規定。

#### 4.5.5 立入禁止（安衛則第481条）

- 1 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業※を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる

危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

※ 車両系木材伐出機械による作業を除く。以下「造林等の作業」という。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

1で「木寄せ又は修羅による集材若しくは運材」の規定が削除され、「かかり木の処理」が追加されています。

2及び3が新規に追加されています。

#### <改正の内容>

ア 従来から、造林等の作業を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止しているが、本条第1項において、かかり木の処理の作業を行っている場所の下方でも、かかり木が転落し、又は滑ることにより危険を生ずるおそれがあることから、同様に労働者の立入りを禁止したもの。

イ 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、このような災害を防止するため、本条第2項において、諸外国の基準を踏まえ、立木の根元からその樹高の2倍に相当する距離を設定し、その距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止したもの。

なお、伐木の作業に従事する労働者の人数に関わらず、より安全に伐木の作業を行うことを規定する趣旨であり、複数の労働者が協同して、伐木の作業に従事することを禁止するものではない。また、立木を伐倒するときには、立木の伐倒の作業に従事する労働者は、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、当該伐倒に係る立入り禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者の待避の確認を徹底することが望ましい。

ウ 本条第2項において、「伐倒木等が激突することによる危険」とは、伐倒木が伐倒する際に近傍の立木の枝等が落下し、労働者に激突すること等を含む。

エ 本条第2項において、「他の労働者」には、立木の伐倒の作業に従事する労働者及びその労働者に対して、伐木の作業を安全に行う等のための助言、指導等を行う者を含まない。

オ 本条第3項において、新安衛則第478条に定めるかかり木の処理の作業における危険の防止とともに、新安衛則第481条第2項を踏まえ、かかり木の処理の場合であってもかかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止するもの。

カ 「かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところ」と

は、かかり木の直下及びその周辺を含み、当該かかり木等に激突されることにより、労働者に危険が生ずる箇所と判断された範囲である。

キ 「かかり木の処理の作業に従事する労働者」には、かかり木の処理の作業を安全に行う等のための助言、指導等を行う者を含む。

#### 4.5.6 悪天候時の作業禁止（安衛則第483条）

事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、造林等の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

従来からの規定

#### 4.5.7 保護帽の着用（安衛則第484条）

1 事業者は、造林等の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

従来からの規定。

#### 4.5.8 下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）

1 事業者は、チェーンソーを用いて行う伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣（次項において「保護衣」という。）を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、保護衣を着用しなければならない。

従来の規定を削除後に新規追加。

#### <改正の内容>

ア チェーンソーによる休業4日以上の死傷災害の多くは、労働者の下肢を切創しているものであるが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）が接触しやすい下肢の部分に切創防止用の纖維を入れた防護ズボン、取り外しができる前掛け状のチャップスであるような労働者の下肢の切創防止用保護衣が普及していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合において、事業者に、防護ズボン、チャップス等の労働者の下肢を防護する保護衣を着用させることを義務付けるもの。

また、労働者に対して、この場合に着用することを義務付けたもの。

イ 下肢の切創防止用保護衣については、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、日本工業規格T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用すること。また、下肢の切創防止用保護衣については、労働者の身体に合ったサイズのものを着用すること。既にソーチェーンが当たって纖維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しない。

ウ チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用すること。なお、チャップスについては、作業中の歩行等によりチャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用することが望ましい。